

## 農地中間管理事業における賃料（物納）に関する取扱要領

### （趣旨）

**第1条** 農地中間管理事業は、地域の将来の農地の在り方を見据えて、地域の合意をベースに推進していることから、物納についても地域において受け手と出し手の間で合意がある場合に取り扱うものとし、その要件をこの要領に定める。

### （基本的な考え方）

**第2条** 農地中間管理事業における賃料は金納としているが、貸付希望者（以下「出し手」という。）から、物納による賃料の受領希望があり、かつ、転借人予定者（以下「受け手」という。）が承諾した場合に限り、物納を取り扱うことができるものとする。

2 物納は、主食用玄米（以下「米」という。）に限るものとする。

3 米の受渡しは、公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）を介せず、受け手と出し手との合意による方法により行うものとする。

なお、履行確認は受け手から提出される賃料（物納）納品完了報告書（様式第3号）によって行う。

4 受渡し期限は、毎年10月末日とする。

### （具体的な方法）

**第3条** 物納による賃料を希望する場合は、受け手と出し手で合意された物納承諾書（様式第1号）を支援センターに提出する。

2 農用地利用集積計画同意書（以下「集積計画」という。）における利用権の種類は賃借権とし、借賃は10アール当たりの物納数量を記入し、借賃の支払い方法は物納とする。

3 農用地利用配分計画同意書への記載内容は集積計画の記載方法と同様とする。

4 物納の方法は次により行う。

（1）支援センターは、受け手に毎年8月上旬までに、賃料（物納）請求書（様式第2号）及び賃料（物納）納品完了報告書（様式第3号）を送付する。

（2）受け手と出し手は、期限までに物納承諾書（様式第1号）で合意した米の数量を、同書による支払い（物納）方法等によって受渡しする。なお、受渡しに関して必要となる現物確認及び納品履行確認書類等の整備保管は出し手、受け手それぞれの責任により行う。

（3）受け手は、賃料（物納）納品完了報告書（様式第3号）を11月10日までに支援センターに提出する。

（4）支援センターは、期日までに賃料（物納）納品完了報告書（様式第3号）の提出がない場合、相当期間催告をしてもなお同書の提出がないときは、金銭決済による賃料の支払いとすることができる。この場合の支払い方法等は別に定める。

（5）物納による数量品質等について問題が生じた場合は、出し手と受け手が誠意と責任をもって解決するものとする。

**(授受に関する特例)**

- 第4条** 支援センターは、出し手と受け手の合意があり、やむを得ないと認めたときは、第2条第3項、同条第4項及び第3条の規定にかかわらず、特例として、出し手と受け手の間で直接授受（以下「直接授受」という。）できるものとする。
- 2** 前項による直接授受を行う場合において、支援センターは、確実に履行されていることを確認できる措置を講ずるものとする。
- 3** 支援センターは、直接授受が履行されていないと認められるときは、関係市町等と連携し、事実の確認と履行促進を図るものとする。

**附 則**

この要領は、平成29年8月25日から施行する。

この要領の一部改正は、令和元年5月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和7年1月1日から施行する。